

7・1 人材確保

7・1・1 日本人船員(海技者)の確保に関する活動

人材確保タスクフォース(TF)および内航ワーキンググループ(WG)が中心となり、平成 22(2010)年度に引き続き、船員教育機関(大学、高専、海技教育機構)とも連携し、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた広報活動等を行った。

主な活動は以下の通りである。

1. 大学関係

(1) 東京海洋大学(海洋工学部)

①平成 23(2011)年 7 月 22 日:「本船見学会」

海洋工学部 2 年生 13 名が、東京ガス扇島工場(横浜市鶴見区)で荷役中の商船三井 LNG 船「LNG VESTA」を見学した。

②平成 23(2011)年 10 月 11 日:海運企業説明会(キャリアガイダンス)

当協会会員会社 22 社による説明に対し、3 年生を中心とした約 120 名の学生が参加した。

③平成 24(2012)年 1 月 20 日・25 日:1・2 年生向け講演会

船長または機関長から、海運業の概要や将来性、海技者のキャリアパス等について説明した上で、若手海技者が自らの体験を基に、学生時代に準備しておくべきことや就職活動、本船での業務や生活等を紹介した。特に 2 年生に対しては、海技者を将来の選択肢としてより具体的に考えてもらえるよう意識した構成とした。

(2) 神戸大学(海事科学部)※神戸大学関係事業は平成 23(2011)年度が初めての実施

①平成 23(2011)年 4 月 27 日:2 年生向け講演会および同 8 月 5 日:1 年生向け講演会一等航海士または機関士から、海運業の概要や将来性、海技者のキャリアパス等について説明した上で、若手海技者が自らの体験を基に、学生時代に準備しておくべきことや就職活動、本船での業務や生活等を紹介した。

②海事科学部オープンキャンパスへの協力

参加した高校生とその保護者に対し、当協会会員会社の船長が海運業界の概要や海技者の仕事について講演した他、「相談ブース」で各種質問に対応した。

2. 高専関係

(1) 5 高専商船学科合同進学ガイダンス

平成 22(2010)年度に引き続き、中学生・保護者・教師等を対象とした 5 高専(富山・鳥羽・広島・大島・弓削)商船学科合同の進学ガイダンスを、文部科学省、国土交通省、富山・三重・広島・山口・愛媛・神奈川・福岡・兵庫各県の教育委員会と、全日本船舶職員協会の後援を得て、平成 23(2011)年 7 月 16 日に横浜で、同 18 日に博多で、同 30 日に神戸でそれぞれ開催した。また、開催に先立ち、朝日中学生ウィークリー新聞に高専(商船学科)の紹介記事を掲載した。

横浜会場は 63 名(中学生・保護者 36 名、教師等 27 名)、博多会場は 39 名(同 22 名・同 17 名)、神戸会場は 83 名(同 60 名・同 23 名)の合計 185 名の参加があった。何れの会場もはじめに

五十嵐誠当協会副会長(人材確保 TF 座長)から挨拶し、わが国にとっての海運業の重要性や優秀な日本人船員の必要性に言及した後、高専の先生から、船員資格が得られる商船学科の概要や学校生活等について説明があった。次に、高専を卒業後、当協会会員会社で活躍中の航海士および機関士が、高専入学動機や学生生活の思い出、船員の業務とそのやりがい等について写真や動画を交えつつ紹介した。

また、会場には学校毎の相談ブースを設け、各校の先生や現役学生が各校の概要や特色について参加者に説明した他、入試や学生生活、卒業後の進路等に関する参加者からの様々な質問に親身に対応した。

なお、平成 20(2008)年度に開始された本ガイダンスは今回で 4 回目となったが、これまで参加した中学生のうち、計 76 名が高専に合格している。

(2)5 高専と人材確保 TF の連絡会

平成 23(2011)12 月 7 日に連絡会を開催し、23 年度ガイダンスの結果および次年度の開催方針や、高専が新たな教材やカリキュラムの開発に取り組む「ALL SHOSEN 学び改善プロジェクト」等について意見交換した。

3. 海技教育機構

(1)海技教育機構と内航海運事業者の情報交換会

海技教育機構傘下の海技学校、海技短大および海大の教員と、当協会会員の内航事業者が、お互いの現状等について率直に意見交換する「情報交換会」を平成 23(2011)年 6 月 9 日に神戸で、同 14 日に東京でそれぞれ実施した。神戸会場には口之津海技学校、波方海技短大、海大、機構本部と、9 社 11 名の内航船社が、東京会場には、小樽・館山海技学校、宮古・清水海技短大、機構本部と 13 社 17 名の内航船社がそれぞれ参加した。

(2)海技教育機構各校の教師を対象とした内航海運に関する勉強会

平成 23(2011)年 12 月 12 日、海技教育機構本部において、内航 WG メンバーの内航船社が講師となり、海技学校、海技短大および海大の教員を対象に、内航海運の現状や直面する問題、内航海運の実務に関する勉強会を開催した。

4. その他

平成 23(2011)年 10 月 8 日、荒川区立第三中学校がキャリア教育の一環として毎年開催している「校内ハローワーク」に船長を講師として派遣し、海運業の重要性や船員の仕事、やりがい等について生徒に説明した。

また、平成 21(2009)年に開設した、船員の仕事や船員教育機関を紹介する「船員への道」サイトの一部リニューアルを行うとともに、平成 21(2009)年制作の DVD・小冊子「海の上のプロフェッショナル」を 10,000 部増刷し、機会を捉えて配布した。

7・1・2 国土交通省「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」

国土交通省は、平成 18(2006)年度に「船員教育のあり方に関する検討会」を設置し、乗船実習内容等の見直しを行ったが、その後の船員教育・訓練を取り巻く情勢の変化を受け、平成 23(2011)年 5 月、以下を検討課題として、学識者、商船系教育・訓練機関、当協会を含む関係団体で構成する「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」を立ち上げた。

- ・日本人船員の必要性および養成規模ならびに業界の求める船員像
- ・上記を踏まえた船員教育の基本的考え方および官民の役割分担ならびに連携の考え方
- ・教育・訓練内容の見直し(英語力、安全管理能力、即戦力の強化等)
- ・受益者(業界、訓練機関)負担のあり方 等

同検討会は、「優秀な船員志望者を集めるための仕組み」、乗船実習の見直しや船員教育機関の教育内容の見直し等を含む「海運業界のニーズに応じた教育訓練システムの見直し」、受益者負担問題を含む「船員養成に関わるステークホルダー間の連携強化」といった論点を整理した上で、下部組織として設置した外航・内航部会において、業界毎の事情を踏まえて各論点に係る対応策の検討を進めた。

計 5 回に亘って開催された外航・内航部会での議論を踏まえ、平成 24(2012)年 3 月 19 日に行われた第 3 回検討会では、各論点への対応方針等に関する報告が取り纏められた。

同報告の主要点は次のとおり。

1. 乗船実習の見直し

(1) 社船実習要件の一部緩和

現在、一部外航船社で実施されている社船実習について、効率的な実施や実施船社の拡大に向け、次のとおり一部要件が緩和されることとなった。

① 遠洋航海要件

インドネシア航路等、近海区域での実習も遠洋航海に準ずるものと取り扱うべく、実習海域設定を「起点港から半径 2,000 マイル以上の海域」と緩和。

② 教員要件の見直し

一級海技士免許を持つ一等航機士が教員となれば、日本人船長以外の船でも社船実習可能となるよう緩和。

(2) 商船系大学・高専における乗船実習の見直し

海技者を志望しない学生には乗船実習を選択制とする等、海技者としての就業意欲が高い学生だけが乗船実習に臨むような環境整備が進められることとなった。

(3) 三級・四級海技士養成に係る内航船での社船実習の実施

四級海技士養成においては平成 25(2013)年度、三級海技士養成においては同 26(2014)年度を目処に、内航船(任意参加)による 3 カ月間の社船実習が導入される方向となった。

2. 受益者負担問題

国交省は、「平成 22(2010)年 12 月及び同 24(2012)年 1 月の閣議決定により、独立行政法人が受益者負担拡大に向けた取組みを強く迫られていることから、航海訓練所、海技教育機構に

においても受益者負担の拡大は回避できない」旨を主張。これにより、検討会報告には両組織の更なる業務効率化を前提に、概要以下の方針が盛り込まれた。

- ・航海訓練所に関しては、教育機関、海運事業者等から委託される航海訓練費用等について、海技教育機構に関しては、船員再教育費用や傘下各校の授業料等について、受益者負担の適正化を図る。
- ・受益者負担の適正化にあたっては、新人船員養成か、雇用船員の再教育か等の養成の性質、受益者の受益の度合い等に応じて、適切にコストを反映させたものとすべき。
- ・受益者負担については、金銭的な負担に限らず、教員派遣や社船実習の拡大等、人的・物的な協力という方法も推進していくべき。

3. その他

- (1) 内航分野で今後予想される船員不足への対応の一環として、水産系高校卒業者の更なる活用に向け、航海当直部員資格要件や六級海技士資格取得要件の緩和を図る方針が示された。
- (2) 一部外航船社で実施されている、いわゆる「新三級制度」について、資格取得に係る社船実習での実乗船実習期間が商船系学卒者同様、120日に短縮されることとなった。

平成 24(2012)年度以降、検討会報告に盛り込まれた対応方針等のフォローアップが行われる予定であるため、当協会は、引き続き労政委員会を中心にその動きを注視していく。特に、受益者負担問題については、今後、具体的な検討が行われることから、海運業界に対して船員養成に係る過重な負担が強いられることのないよう対応していく。

7・1・3 承認船員制度等に関する活動

日本籍船に乗り組む外国人船員には、国土交通省の承認試験等が課せられるため、トン数標準税制導入による日本籍船の増加に十分に対応することが難しいと懸念され、当協会は、「STCW 条約締約国が発給した資格証明書を受有している者に対しては、わが国の海事法令の周知のみによる承認証の付与(承認試験の廃止)」とするよう国土交通省に求めてきた。

当協会からの要望を受け、国土交通省は、平成 22(2010)年 10 月、「成長戦略船員資格検討会」を設置、平成 23(2011)年 3 月の取りまとめに基づき、以下の制度を導入し、順次、運用が開始されている。

1. 承認試験関係(船舶職員および小型船舶操縦者法関係)

(1) 船長・機関長による実務能力確認スキームの新たな枠組みの構築

確認期間 3 カ月の現行スキームに加え、各船社が船長・機関長として十分な資質を有することを証明すること等を要件とし、確認期間を 1 カ月とするスキームも導入された。

また、適用対象国は、従来の比国・インドネシアの 2 カ国に、インド・ブルガリア・ルーマニア・クロアチアが追加された。

国土交通省は、平成 23(2011)年 8 月に 3 船社(日本郵船・商船三井・川崎汽船)の教育・訓練機関において、船員の教育・訓練内容や職員の昇格基準等を審査し、上記新スキームの導入を承認した。

(2)機関承認制度(特定の教育機関卒業者への試験免除制度)の導入

選定された他国の「商船大学等の船員を養成する機関」の卒業生に対し、承認試験免除制度の導入が決定された。導入当初は、二等航海士・二等機関士以下の職務だけに適用となるが、上級職務への適用は、導入後の実態を踏まえ、条件整備等、今後検討される。

国土交通省は、上記の新制度に基づき、平成 23(2011)年 8 月に比国の船員養成機関 3 校(MAAP・PMMA・NTMA)を初めて認定し、第 2 弾として平成 24(2012)年 3 月に、再度、比国の船員養成機関 3 校(Bicol Merchant Marine College・Cristal e-College・Holly Cross Davao)を審査した。

今後も船社からの要望を踏まえて認定校の拡大が図られる見込み。

(3)海事法令講習(含む修了試験)

E-Learning システムを活用した講習および修了試験の実施基準が策定された。

E-Learning システムは、船上および陸上(マンニング会社等)で国内海事法令講習の受講・修了試験が行える(修了試験については当面、陸上のみ)制度で、当協会は国土交通省等と連携して国内海事法令講習・衛生管理者資格講習(座学のみ)・危険物等取扱責任者講習に係る E-Learning システムを開発し、関連ソフトウェアを希望船社に無償提供した。同システムは平成 24(2012)年 4 月から運用開始されている。

2. 船員法関係

(1)船舶料理士資格

従前受験要件であった船内調理能力の船長等(2 名以上の日本人船舶職員)証明が廃止された。

また、現行の日本郵船・商船三井・川崎汽船の訓練機関(NYK-Fil・MOLTC・KLMA)で実施されている事前講習(能力審査)を、テキストおよび修了試験問題についての専門家等の精査を要件に、試験合格と同等の認定講習として認めることとなった。

(2)その他、船員法資格関係

衛生管理者資格・船舶保安管理者資格および危険物等取扱責任者資格について、E-Learning システムを活用した講習の実施基準が策定された。

海事法令講習と併せ、衛生管理者資格講習および危険物等取扱責任者資格講習に関しては、当協会が E-Learning システムを開発し、関連ソフトウェアを希望船社に無償提供した。同システムは平成 24(2012)年 4 月から運用開始されている。

残る船舶保安管理者資格講習は、E-Learning システムの導入に向け、国土交通省・海技教育機構が主体となり運用方法等を調整中。